

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の更なる徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところですが、今般、令和2年3月1日に北九州市のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記対策の更なる徹底とともに、バス及びタクシーは閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、車内換気にも努めて頂きますようお願い致します。

また、貴社の従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに管轄の運輸支局に対しご報告いただくようお願い致します。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関を受診させる等、適切な対応をとること

3. 車内換気 <追加項目>

エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めること

【参考】厚生労働省HP 「[新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために](#)」

(参考リンク)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「[新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について](#)」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

「[新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）](#)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html